

## 最低賃金額と生活保護費の比較(令和3年度)

(単位:円)

都道府県	生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一扶助費)+住宅扶助)(※)	最低賃金(令和元年度) ×173.8×0.817	最低賃金(令和2年度) ×173.8×0.817
北海道	105,309	122,257	122,257
青森	95,957	112,176	112,602
岩手	93,114	112,176	112,602
宮城	100,047	117,004	117,146
秋田	94,106	112,176	112,460
山形	94,804	112,176	112,602
福島	92,311	113,312	113,596
茨城	93,108	120,553	120,837
栃木	96,964	121,121	121,263
群馬	95,778	118,565	118,849
埼玉県	112,513	131,487	131,771
千葉県	108,974	131,061	131,345
東京都	123,471	143,841	143,841
神奈川県	119,351	143,557	143,699
新潟	97,234	117,856	117,998
富山	91,748	120,411	120,553
石川	96,610	118,140	118,282
福井	92,583	117,714	117,856
山梨	91,405	118,849	118,991
長野	94,238	120,411	120,553
岐阜	96,236	120,837	120,979
静岡県	101,595	125,665	125,665
愛知県	103,271	131,487	131,629
三重	93,566	123,961	124,103
滋賀	98,028	122,967	123,251
京都	109,511	129,073	129,073
大阪	112,315	136,883	136,883
兵庫県	107,992	127,653	127,795
奈良	97,038	118,849	118,991
和歌山	93,925	117,856	117,998
鳥取	93,251	112,176	112,460
島根	90,176	112,176	112,460
岡山	99,367	118,282	118,423
広島	103,828	123,677	123,677
山口	90,784	117,714	117,714
徳島	87,292	112,602	113,028
香川	93,578	116,152	116,436
愛媛	95,139	112,176	112,602
高知	91,645	112,176	112,460
福岡	98,668	119,417	119,559
佐賀	89,516	112,176	112,460
長崎	92,426	112,176	112,602
熊本	91,191	112,176	112,602
大分	90,980	112,176	112,460
宮崎	90,727	112,176	112,602
鹿児島	90,317	112,176	112,602
沖縄	94,539	112,176	112,460

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活保護と最低賃金との比較について〔令和3年度〕

令和元年10月の生活扶助基準改定を反映

I 前提

- 若年単身 (生活扶助基準では18～19歳・単身)
- 生活扶助基準額等

第1類費及び第2類費 合算基準額 (円)	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
	77,910	75,030	72,080	71,510	68,430	66,480	
第2類費冬季加算Ⅵ区 (円) 〔11月から3月〕	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
			2,630		2,630	2,630	
期末一時扶助費 (円) 〔12月のみ〕	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970	
住宅扶助実績値 (円)	鹿児島市		鹿児島市以外				
	25,838.6		11,937.2				
県内級地別人口 (人)	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	計
	0	0	599,814	0	754,970	293,393	1,648,177

\*平成27年国勢調査結果による市町村別の人口を平成26年10月31日現在の現在の市町村に組み替えて集計した人口

II 生活保護

1 人口加重平均

(1)生活扶助基準

①第1類費及び第2類費 合算基準額

$$\frac{\begin{matrix} (2級地-1) & & (3級地-1) & & (3級地-2) \\ (72,080 \text{ 円}) \times (599,814 \text{ 人}) + (68,430 \text{ 円}) \times (754,970 \text{ 人}) + (66,480 \text{ 円}) \times (293,393 \text{ 人}) \end{matrix}}{1,648,177 \text{ 人}} = 69,411 \text{ 円} \dots \textcircled{1}$$

②第2類費 冬季加算(1か月平均)

級地別の冬季加算(1か月平均)

$$\begin{aligned} 2級地-1 & : 2,630 \text{ 円} \times 5\text{か} \div 12\text{月} = 1,096 \text{ 円} \text{ (1円未満四捨五入)} \\ 3級地-1 & : 2,630 \text{ 円} \times 5\text{か} \div 12\text{月} = 1,096 \text{ 円} \text{ (1円未満四捨五入)} \\ 3級地-2 & : 2,630 \text{ 円} \times 5\text{か} \div 12\text{月} = 1,096 \text{ 円} \text{ (1円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\frac{(1,096 \text{ 円}) \times (599,814 \text{ 人}) + (1,096 \text{ 円}) \times (754,970 \text{ 人}) + (1,096 \text{ 円}) \times (293,393 \text{ 人})}{1,648,177 \text{ 人}} = 1,096 \text{ 円} \dots \textcircled{2}$$

③期末一時扶助費(1か月平均)

級地別の期末一時扶助費(1か月平均)

$$\begin{aligned} 2級地-1 & : 12,880 \text{ 円} \div 12\text{月} = 1,073 \text{ 円} \text{ (1円未満四捨五入)} \\ 3級地-1 & : 11,610 \text{ 円} \div 12\text{月} = 968 \text{ 円} \text{ (1円未満四捨五入)} \\ 3級地-2 & : 10,970 \text{ 円} \div 12\text{月} = 914 \text{ 円} \text{ (1円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\frac{(1,073 \text{ 円}) \times (599,814 \text{ 人}) + (968 \text{ 円}) \times (754,970 \text{ 人}) + (914 \text{ 円}) \times (293,393 \text{ 人})}{1,648,177 \text{ 人}} = 997 \text{ 円} \dots \textcircled{3}$$

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)

$$\begin{aligned} &= \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} \\ &= 69,411 \text{ 円} + 1,096 \text{ 円} + 997 \text{ 円} \\ &= 71,504 \text{ 円} \text{ (1円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

(2)住宅扶助

住宅扶助実績値

被保護者世帯	鹿児島市	9,386 世帯
	鹿児島県(鹿児島市を除く)	9,513 世帯
	合計	18,899 世帯
住宅扶助実績値	鹿児島市	25,656.2 円
	鹿児島県(鹿児島市を除く)	12,062.1 円
$(25,656.2 \text{ 円} \times 9,386 \text{ 世帯} + 12,062.1 \text{ 円} \times 9,513 \text{ 世帯})$		18,899 世帯
=		18,813.4743
=		18,813 円 (1円未満四捨五入)

\*1 「2019年度被保護者調査 年次調査(個別調査)」第3-10表により示される鹿児島市、鹿児島県の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たりの住宅扶助の値

\*2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

(3)生活扶助基準+住宅扶助

以上の(1)及び(2)より、

●生活扶助基準+住宅扶助実績値 = 71,504 円 + 18,813 円 = 90,317 円

III 最低賃金との比較

1 最低賃金額

鹿児島県の最低賃金額	1か月労働時間	1か月の収入円	手取額
元年 790 円	時間	円	円
	173.8時間	137,302円 円	112,176円 円
2年 793 円	時間	円	円
	173.8時間	137,823円 円	112,602円 円

【1か月労働時間】

173.8時間 = 365日 ÷ 7日 × 40時間 ÷ 12ヶ月

【手取額】

1か月の収入に税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率を乗じたもの。  
時間額790円で173.8時間働いた場合・・・0.817

2 最低賃金額との比較

生活保護①		鹿児島県の最低賃金額		1か月労働時間②	手取額③	1か月差額④ (①-③)	1時間差額 (④÷②÷0.817) 引上げ額
生活扶助基準額	90,317 円	元年	790 円	時間	円	円	円
				173.8 時間	112,176 円	▲ 21,859 円	▲ 154 円
+	住宅扶助実績値	2年	793 円	時間	円	円	円
				173.8 時間	112,602 円	▲ 22,285 円	▲ 157 円
				時間	円	円	円
				時間	円	円	円

# 級地別人口

(平成27年国勢調査から)

級地の別	平成26年10月31日 現在の市町村名	平成27年国勢調査時の市町村名	平成27年の人口 (人)
	46 鹿 児 島 県	Kagoshima-ken	1,648,177

2級地-1	鹿兒島市	201	鹿 児 島 市 Kagoshima-shi	599,814
2級地-1 の計⇒				599,814

3級地-1	鹿屋市	203	鹿 屋 市 Kanoya-shi	103,608
	枕崎市	204	枕 崎 市 Makurazaki-shi	22,046
	阿久根市	206	阿 久 根 市 Akune-shi	21,198
	出水市	208	出 水 市 Izumi-shi	53,758
	指宿市	210	指 宿 市 Ibusuki-shi	41,831
	西之表市	213	西 之 表 市 Nishinoomote-shi	15,967
	垂水市	214	垂 水 市 Tarumizu-shi	15,520
	薩摩川内市	215	薩 摩 川 内 市 Satumasendai-shi	96,076
	日置市	216	日 置 市 Hioki-shi	49,249
	霧島市	218	霧 島 市 Kirishima-shi	125,857
	いちき串木野市	219	い ち き 串 木 野 市 Ichikikushikino-shi	29,282
	南さつま市	220	南 さ つ ま 市 Minamisatsuma-shi	35,439
	奄美市	222	奄 美 市 Amami-shi	43,156
伊佐市	224	伊 佐 市 Isa-shi	26,810	
始良市	225	始 良 市 Aira-shi	75,173	
3級地-1 の計⇒				754,970

3級地-2	曾於市	217	曾 於 市 So-shi	36,557	
	志布志市	221	志 布 志 市 Shibushi-shi	31,479	
	南九州市	223	南 九 州 市 Minamikyusyu-shi	36,352	
	三島村	303	三 島 村 Mishima-mura	407	
	十島村	304	十 島 村 Toshima-mura	756	
	さつま町	392	さ つ ま 町 Satsuma-cho	22,400	
	長島町	404	長 島 町 Nagashima-cho	10,431	
	湧水町	452	湧 水 町 Yusui-cho	10,327	
	大崎町	468	大 崎 町 Osaki-cho	13,241	
	東串良町	482	東 串 良 町 Higashikushira-cho	6,530	
	錦江町	490	錦 江 町 Kinko-cho	7,923	
	南大隅町	491	南 大 隅 町 Minamiosumi-cho	7,542	
	肝付町	492	肝 付 町 Kimotsuki-cho	15,664	
	中種子町	501	中 種 子 町 Nakatane-cho	8,135	
	南種子町	502	南 種 子 町 Minamitane-cho	5,745	
	屋久島町	505	屋 久 島 町 Yakushima-cho	12,913	
	大和村	523	大 和 村 Yamato-son	1,530	
	宇検村	524	宇 検 村 Uken-son	1,722	
	瀬戸内町	525	瀬 戸 内 町 Setouchi-cho	9,042	
	龍郷町	527	龍 郷 町 Tatsugo-cho	5,806	
	喜界町	529	喜 界 町 Kikai-cho	7,212	
	徳之島町	530	徳 之 島 町 Tokunoshima-cho	11,160	
	天城町	531	天 城 町 Amagi-cho	5,975	
	伊仙町	532	伊 仙 町 Isen-cho	6,362	
	和泊町	533	和 泊 町 Wadomari-cho	6,783	
	知名町	534	知 名 町 China-cho	6,213	
	与論町	535	与 論 町 Yoron-cho	5,186	
	3級地-2 の計⇒				293,393

級地ごとの合計⇒	1,648,177
----------	-----------

## 【別添 1】

## 生活扶助基準額（令和元年 10 月改定反映）

## ○第 1 類費、第 2 類費 合算額（単位：円）

年齢区分 世帯人員	1 級地－1	1 級地－2	2 級地－1	2 級地－2	3 級地－1	3 級地－2
18～19 歳 1 人	77,910	75,030	72,080	71,510	68,430	66,480

※令和元年 10 月改定に基づく計算式等については参考 2 を参照のこと。

## ○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分 ・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・1 人	12,780	10 月から 4 月まで
II 区・1 人	9,030	10 月から 4 月まで
III 区・1 人	7,460	11 月から 4 月まで
IV 区・1 人	6,790	11 月から 4 月まで
V 区・1 人	4,630	11 月から 3 月まで
VI 区・1 人	2,630	11 月から 3 月まで

## (冬季加算地区区分)

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

## ○期末一時扶助費 [12 月のみ]（単位：円）

世帯人員	1 級地－1	1 級地－2	2 級地－1	2 級地－2	3 級地－1	3 級地－2
1 人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970